

王朝における歌合の空間

——村上朝天徳四年内裏歌合を受けとめた後冷泉朝期の歌合——

アカザワ マリ
赤澤 真理

一. はじめに

本発表は、村上朝天徳四年の内裏歌合から、その後一世紀を経て、後冷泉朝期に復興した歌合を対象に、歌合の会場、参加者の着座、文台・算刺の位置に着目し、王朝における歌合の空間を明らかにする。

平安時代における儀式の中で、歌合の特徴の一つとして、皇后・内親王、女房などの女性が関与し、催しに参加したことにある^①。歌合の催しの中で、主催者、公卿・殿上人、女房などの異なる階層の座はいかに設置されたのだろうか。本発表は、公卿・殿上人からなる身分秩序が重要視された寝殿造の空間に、歌合の参加者としての序列が持ち込まれた場合、相互の座がいかに設置され、歌合空間の計画がなされたのかを明らかにしていく。

従来、歌合の空間に関する研究には、藤田勝也氏の研究があり、後世に規範とされた天徳四年内裏歌合から、後鳥羽院政期の歌合までを編年した^②。その際に、歌合の空間は、庭と一体となった開放的空間から、屋内で完結する閉じられた空間へと変容したことを指摘している。しかし、平安時代の歌合の空間の全体像を明らかにした研究はみられない。なお、本発表は、萩谷朴氏『平安朝歌合大成』の成果を基礎資料とした。

二. 寝殿造の空間

まず、寝殿造の空間についてふれていく。寝殿造には、庭に面した中央に寝殿があり、対・泉殿・中門廊などが付属している。近年の寝殿造研究において

は、古記録に書かれた儀式を通して、寝殿造の空間における使い方や空間の序列を明らかにする研究が推進されている^③。古代貴族社会の正月の行事である、正月大饗の場合では、母屋に公卿が座り、南廂に主人、少し離れた空間である渡殿に、身分の下がる外記・史が着座した。このように寝殿造の空間は、身分の差が座所によって、明確に区別された。さらにそれぞれの身分の座所は、各々の儀式の固有の性格により変化したことが明らかにされている。しかしながら、従来の寝殿造研究は、公的な儀式を視点としたものが多く、本発表が対象とする歌合のように、公的と私的な性格を合わせ持つ行事の使い方に関する研究は少ない。

三. 歌合の参加者と次第

歌合の参加者は、主催者、左右に分かれて歌を競い合う^{かとうど}方人、歌合を応援する念人、歌を詠みあげる^{こうじ}講師、左と右の歌を判定する判者（判者は左右に分かれた方人が担当することが多い）、歌を計上する^{かずさし}算刺等から構成されている。

これらの役割を女性が勤める際には、姿が外から見えないように、御簾の中に座る配慮がなされた。延喜十三年（九〇三）亭子院歌合の歌合は、左方の講師が女房で、御簾を一尺五寸ばかり巻き上げ、歌を詠みあげたとされる。天徳四年（九六〇）内裏歌合では、清涼殿西面の御簾の中に女房が左右に分れて座り、方人として参加した。

『袋草紙』下巻には「和歌合の次第」の項目に歌合の次第が記されている。まず、定刻に天皇が出御し、公卿が着座する。歌題を記した奏を天皇に献上、文台・算刺を設置する。左方を上位とし、左から進められた。灯台を備え、講師・算刺の円座を置き、音楽を奏で、講師・判者・算刺が着座する。和歌の披講と判定、勝負の舞、勝方の拝、盃盤、管弦御遊、賜禄、宿願と続いた。

四. 平安期の内裏歌合の空間と天皇の座所

それでは、歌合の空間を検討する。まずは、『源氏物語』の総合の巻に参照

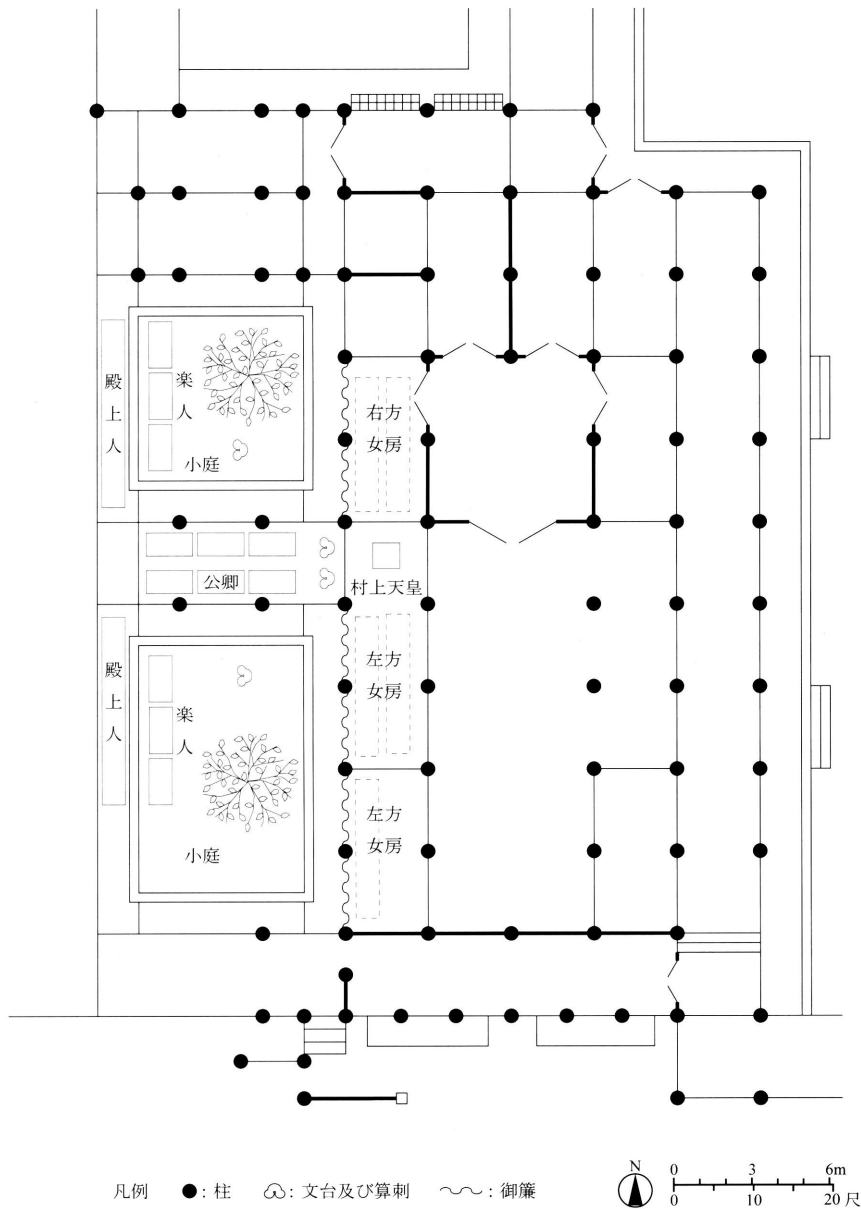


图 1 天德四年 (960) 内裏歌合

され、後世まで規範とされた、天徳四年（九六〇）内裏歌合を確認していく（図1）。

本歌合は、『殿上日記』『村上天皇御記』に記載があり、萩谷朴『平安朝歌合大成』に復原平面図がある。

天徳四年三月三十日巳巳、女房有二歌合之事^一。（中略）西廂皆改懸^二新御簾^一。納仁寿殿御箱也。第五間渡殿ノ間也。立^二御椅子^一。大盤所御椅子、南方立^二御几帳^一、立^二置物御机^一。在御座間。南四間垂^二御簾^一為^二左方女房座^一矣。北二間同垂^二御簾^一為^二右方座^一焉。御前渡殿南北各敷^二縁端畳三枚^一為^二公卿座^一也。後涼殿東簀子敷^二従^二渡殿南北^一相分鋪^二長畳^一為^二左右侍臣座^一也。南北小庭各敷^二畳三枚^一為^二樂所召人座^一。此等鋪設仰所司進也。（以下略）（『殿上日記』）

清涼殿西廂の鬼間・台盤所・朝餉間の七間に御簾を垂れ、会場とした。台盤所二間と鬼間二間に左方女房、朝餉の間、二間を右方女房の座とした。中央に村上天皇のために台盤所の椅子を置いた。

清涼殿から後涼殿の間の渡殿に縁縁各三枚を置き、公卿座とした。後涼殿の東簀子に長畳を敷き、殿上人座とし、南北の庭を樂所の召人の座とした。文台州浜は、西廂簀子に置いた。敷物と装束は、左が赤系の敷物、右が青系で統一した。この歌合の特徴は、清涼殿の裏の空間である、西廂で開催されたことにある。

他の清涼殿における宮中儀式は、庭に面した清涼殿の東廂で開催された。天曆、また少し時代は下がる承暦の歌合でも、下記に記すように、清涼殿の東廂で開催された。

天曆七年（九五三）内裏菊合 主上御座在清涼殿東孫廂南第三間、錦毯代平文椅子、王卿座在東簀子敷南一二間、西面北上以讚岐円座敷之（中略）（『九条殿記』）

承暦二年（一〇七八）内裏歌合 撤^二昼御座^一、敷^二二色綾毯代^一、立^二侍御椅子^一。当^二御座間^一孫廂左右敷^二両面端畳各一枚^一、為^二大臣座^一、同各敷^二縁

端置一、為二自余公卿座一。(中略) (『承暦二年四月殿上記云』)

天徳四年内裏歌合は、村上天皇御記の冒頭に書かれるように、女房の主導で開催されたため、女房の伺候する空間である、西廂で行われたものと考えられる^④。このように歌合は、他の公的な儀式とは異なる空間で開催された宴として位置づけることができる。

五. 後冷泉朝期における歌合の空間と女房の座所

続いて、一世紀を経た後冷泉朝期における歌合の空間を検討していく。村上朝期の後、天皇四代にわたって、晴儀歌合は減少した。その後、一世紀を経て、後冷泉朝に再び、藤原頼通時代における村上朝期の懐古により、晴儀歌合が活発化し、内親王や皇后による主催の歌合がたびたび開催された。

(一) 永承四年(一〇四九)内裏歌合

まず、永承四年(一〇四九)内裏歌合をみていく。この歌合は、失われた内裏歌合の復興を目指し、関白左大臣藤原頼通の意向により実現した。里内裏である京極殿の西対で開催された。

本歌合については、『十卷本歌合』と『袋草紙』下巻、『栄花物語』「根合」に記述がある。それを総合し、座位置を復原したのが、図2となる。

上二南廂御簾一、母屋御簾懸二新御簾一、其前立二殿上御椅子一。孫庇左右敷二緑縁置一。為二公卿座一。(中略) 左方昇二文台一持二参御前一六位昇之。立二孫庇東第二間一、又昇二員差具一置二簀子敷東方一六位昇之。右方又立二同西第三間一、置二同簀子敷西方一。六位昇之。敷二所円座各一枚一、為二員差図一。左右以小舎人一人為員差。関白左相府直衣候御簾中。(中略) (『十卷本』)

御装束は御殿の西の対の南廂の四間なり。廂の四間の御簾を巻き、母屋の二間の東西の廂の御簾を下ろし、東の第三の間に殿上の御椅子を立て、毳を敷く。南の広廂は、御座の座を除きて、東西に緑の置おのおの三枚舗き、左右の公卿の座となす。上達部の座の末にあたり、簀子に置一名を敷きて、左右方の殿上

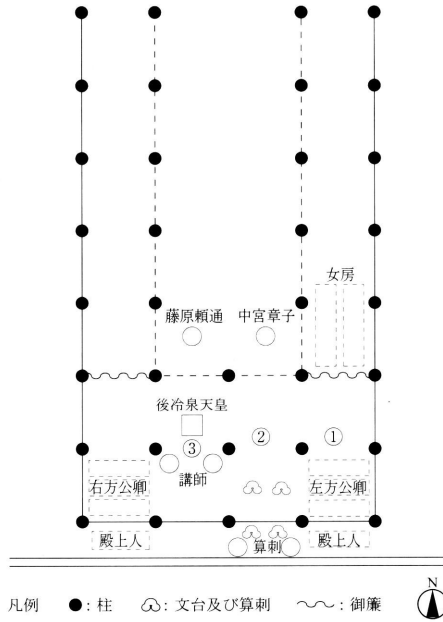


図2 永承四年（1049）内裏歌合

人の座となす。御前の間の広廂に、長押を去ること南三四尺ばかりに円座二枚を敷きて講師の座となす。簀子に円座を敷きて籌刺の座となす。同じく母屋の東の間ならびに東の廂は、中宮の御はす所となす。母屋の西の間の簾中に、殿以候せしめ給ふ（中略）（『袋草紙』（下巻））

南廂四間の御簾を巻き、母屋二間の東西廂の御簾を下げた。南廂の東の第三間に、殿上の御椅子を置き、絨毯を敷いて後冷泉天皇の座とした。南廂の東の第三間とは、南廂の柱間を東側から数えて、①②③番目の空間に位置する。南の広廂の東西に縁縁畳三枚を敷いて、左右の公卿座とした。その末の簀子に畳一枚を敷いて、左右の殿上人座とした。母屋の東の間に中宮座、西の間を藤原頼通の座とした。文台は、金銀の菊の台・純金の硯箱で、孫廂に、算刺は簀子に置いた。

『栄花物語』「根合」によると、中宮の女房達は、左方における菊の文台の意

匠と合わせて、紅葉の装束とし、菊の織物の几張で空間をしつらえたとある。これは、左方における菊の文台の意匠と合わせた可能性があり、中宮達は左方を応援した可能性がある。なお、この構成は、皇后・中宮がともに参加した永承六年内裏根合に継承された。

十六世紀に描かれた『源氏物語』「総合」(天理大学図書館蔵、土佐光信筆)の表紙絵は、総合の後の宴を描いており、廂に縦列で座る公卿の配置が、本歌合のような座と一致している。

(二) 寛治七年(一〇九三) 郁芳門院根合

続いて、後冷泉朝期から少し年代が降るが、女房が左右の方人として参加した郁芳門院根合を検討する。本歌合は『後二条師通記』と、『袋草紙』下巻に記述がある。

先下ニ母屋御簾一、亘ニ八間一被レ出ニ几帳一。南庇卷ニ上御簾一、東西妻戸御簾卷レ之。左右敷ニ高麗緑置一於中央間二間各三間置四枚敷遍南云々、簀子敷左右紫端帖各以二枚敷之、置ニ菅円座一、於ニ中央間一、東西各三間女房各六人出ニ装束一、自余出ニ御几帳等一、不ニ打出一云々(中略)。中央二間女房装束不レ出。(『後二条師通記』)

寢殿の南廂なり。母屋六間ならびに左右の庇に御簾を垂れ、御所ならびに女房の候ふ所となす。中央の間二間の、東は郁芳門院の御所、西は一院の御所なり。その中に御屏風、関白簾中に候ふ給ふ。その左右の各三間は女房の候ふ所なり。南庇の妻の各三間に、高麗緑の帖三枚を敷く。中央の間二間は、左右におのおの円座一枚を敷きて講師の座となす。南の簀子は、左右おのおの第二三の間に紫緑の帖二枚を敷きて、左右方の殿上人の座となす。(『袋草紙』(下巻))

内親王の御座所、六条院寢殿南面を会場とした。母屋六間並びに左右の廂に御簾を下げ、中央二間の東に郁芳門院、西に白河院(父)、その中に屏風を立て藤原師通の座とした(図3)。

この時に、三人がどのように座ったかは判然としないが、試みに図を描く。

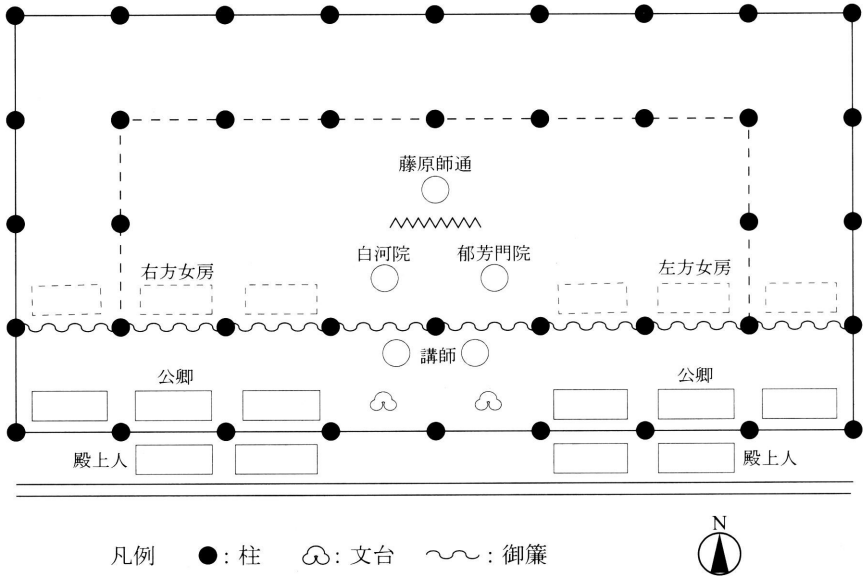


図3 寛治七年（1093）郁芳門院根合

左右の各三間は女房座である。『中右記』には、女房は、和歌を記した扇を持って、御簾から装束を打出し、各三間に、六人分の装束が見えるとある。廂の各三間の端に公卿座として、高麗縁畳三枚を敷いた。簀子東西第二三間に、紫縁の畳を各二枚敷き、殿上人の座とした。廂中央に円座各一枚を敷き講師の座、文台は廂に置いた。

本歌合は、打出をしていることから、御簾から袖の重ねが見えるよう、女房達は主催者と同じ方向を向いた可能性が考えられる。公卿達の着座方向は不明だが、女房と向かい合せとは考えにくく、講師側を向いた可能性がある。

（三）永承五年（一〇五〇）祐子内親王歌合

さらに大規模な歌合になると、渡殿を使用した歌合へと会場が拡張された。永承五年（一〇五〇）祐子内親王歌合は左方が女房、右方が公卿以下の歌人が勤めた男女混合の歌合である。藤原氏一族の代表的な邸宅である高陽院寝殿が

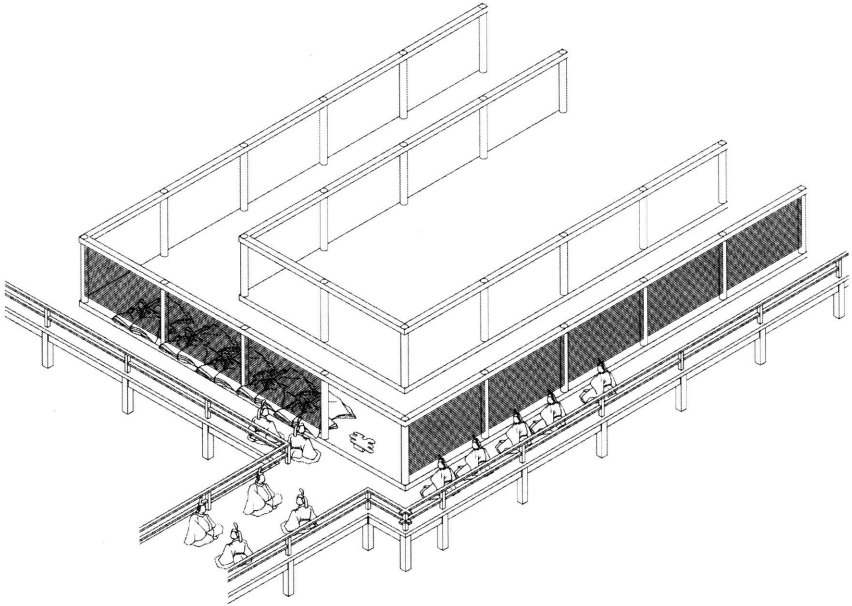


図5 永承五年（1050）祐子内親王歌合

主催者である祐子内親王と後見の頼通は、母屋の西面あたりに座った可能性がある。主催者から見て、左方を御簾内の女房、右方を簀子に座る歌人とした座位置は、左右の方人の役割と身分秩序を合わせた構成となっている。

（四）天喜四年（一〇五六）皇后宮寛子春秋歌合

渡殿を公卿座とする配置は、天喜四年（一〇五六）皇后宮寛子春秋歌合においても採用された。本歌合は、寛子の御座所である新造の一条院内裏東面を会場とした。

壞ニ東面母屋壁ニ一条院御所。新懸ニ御簾ニ敷ニ御座ニ東面。副ニ廂御簾ニ立ニ御几帳ニ如レ前。（中略）中央間、以レ北為ニ左女房座ニ、同以レ南為ニ右方座ニ。各御簾下打ニ出袖裾ニ。或尽ニ春花匂或借ニ紅葉色ニ。（中略）上達部候ニ東渡殿ニ。（中略）大夫・殿・右府・内府、御座南渡殿。（中略）右方文台員差等具於

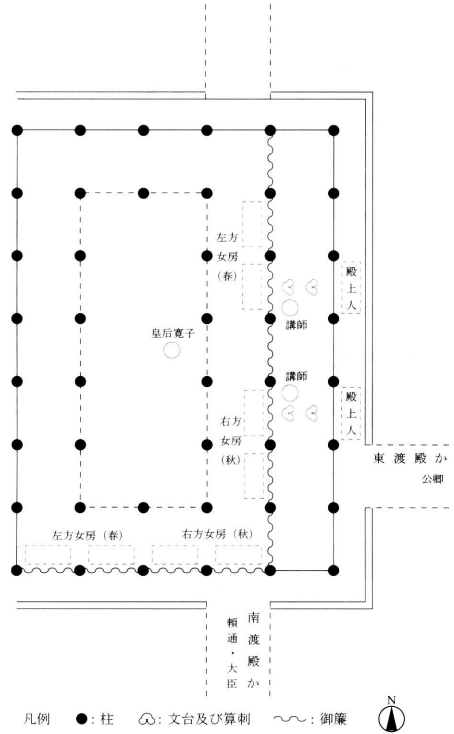


図6 天喜四年(1056)皇后宮寛子春秋歌合

「東広庇南間一(中略)左文台等於二同北間一(以下略)、『廿卷本』」

左の人人、春の色色を織りつくしたり。(中略)今五人、南の廂に居分れたり。右十人は東面に南の戸口に、因幡、色色をみなうちて、青き織物に、色色の紅葉をみな織り尽したり。(『栄花物語』根合)

東面の壁を除去し御簾を垂れ、東面に後冷泉天皇皇后寛子が座った。廂に御簾に沿って菖蒲重ねの几帳を立て、広廂の中央の間を空けた。北に春と秋を意匠とした文台及び算刺を置いた。御座を中心に、東廂に左方女房五人、南に右方女房五人、南廂に左・右方各五人の女房が座った(図6)。

左は春の色、右は秋の紅葉の色を織り、造り物・刺繍・金銀珠玉瑠璃を縫った。南渡殿の御簾の中に、頼通・大臣が座った。東渡殿には公卿が座り、殿上

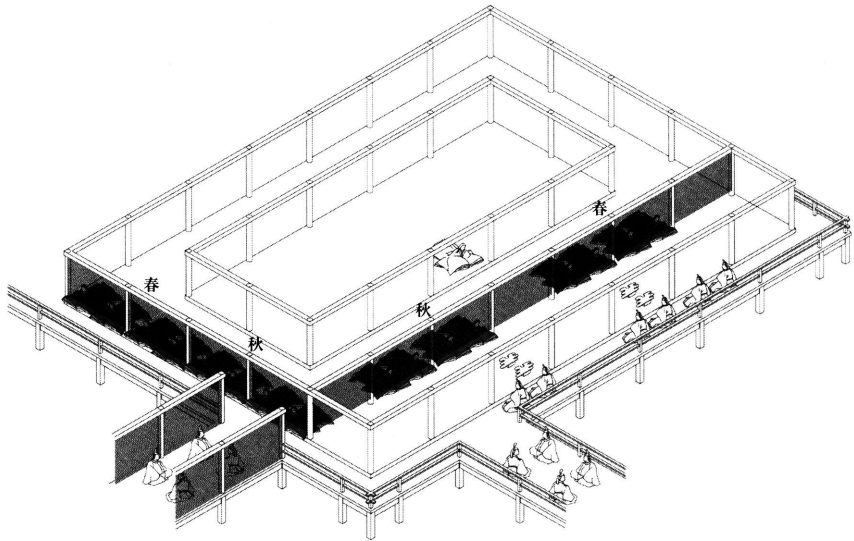


図7 天喜四年（1056）皇后宮寛子春秋歌合

人は、南簀子に座った。判者の内大臣頼宗は、南渡殿から少し歩みだして、判者を務めた。

これは、平面図を立体的に描いた図である（図7）。

打出した装束は、統一された装束ではなく、一人一人が異なる意匠とする新しい試みがなされた^⑤。萩谷朴氏は、本歌合の女房歌人が東廂と南廂に分かれて座った要因として、南渡殿の大臣座から、春・秋の装束が鑑賞できるような配慮がなされたとしている。

渡殿を公卿座、簀子を殿上人、廂の御簾内を女房座とする構成は、天徳四年（960）内裏歌合の配置を継承しながら、そこに春と秋の装束を着た女方を互い違いに配置するなどの、創意に富んだ演出が生み出された。

渡殿を含めた構成は、記録上で確認できるもので、康保三年十五夜内裏前裁合、三条左大臣頼忠前裁歌合、前関白師実歌合において確認できる。御簾か打出された華麗な女房達の装束と、公卿の座る渡殿の周囲の前裁・遣水が調和した空間は歌合独特の空間秩序として継承されたのである。高欄に裾をかけ、御

簾から装束を打出した様相は、「駒競行幸絵巻」（和泉市久保惣記念美術館蔵）に示されるような華麗な姿であったことが想像される。

六. おわりに

本発表では、王朝歌合の空間を記録から復原することを試みた。歌合の空間構成は、次の二つに大別することができる。①母屋・廂・（孫廂）・簀子を会場とした歌合、②母屋・廂・簀子、渡殿、対の簀子を会場とした歌合。特に大規模な歌合では②の渡殿を含めた空間構成へと、歌合の会場は拡張された。

この場合、女房は、御簾の中の母屋もしくは廂に、主催者の片側、あるいは両側に左・右に分かれて座った。いっぽう高位の公卿は渡殿に座し、殿上人は長押下の簀子に座った。歌合における参加者としての女房座と、公卿としての社会的地位に折り合いをつけることで、歌合の空間秩序の計画はなされものと考えられる。

以上により、平安時代の歌合は、寝殿造の空間構成を使いながら、天皇・皇后及び内親王、女房・公卿・殿上人が共に歌合に参加し、一つの場を共有することが可能となった。それは、天徳四年内裏歌合から一世紀を経て、藤原頼通期の安定した政治状況を基盤として、後冷泉朝期に継承されたのである。今後は後冷泉朝期における別の催しについても検討していきたい。

【注】

- ① 峯岸義秋『歌合の研究』三省堂出版、一九五四年、松村博司『栄花物語全注釈』角川書店、一九六九年
萩谷朴『平安朝歌合大成』全五巻、同朋舎出版、一九九五年。田淵句美子「歌合の構造—女房歌人の位置」兼築信行・田淵句美子『和歌を歴史から読む』笠間書院、二〇〇二年。
- ② 藤田勝也『日本古代中世住宅史論』中央公論美術出版、二〇〇二年
- ③ 池浩三『源氏物語—その住まいの世界』中央公論美術出版、一九八九年。笹岡洋一「『雅亮装束抄の周辺—かさね・打出—』風俗史学、二十五号、二〇〇三年。日向一雅『源氏物語—その生活と文化—』中央公論美術出版、二〇〇四年。川本重雄『寝殿造の空間と儀式』中央公論美術出版、二〇〇五年。飯淵康一『平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版、二〇〇六年、同『続平安時代貴族住宅の研究』二〇一〇年。太田静六『寝殿造の研究』吉川弘文館、二〇一〇年（新装版）。詫間直樹「里内裏一条院の沿革と構成」『書陵部紀要』六二、二〇一一年。

- ④滝川幸司「儀式の場と和歌の地位—天徳内裏歌合をめぐる—」兼築信行・田淵潤美子編①前掲書。
⑤森田直美『平安朝文学における色彩表現の研究』風間書房、二〇一一年

【付記】

本発表の一部は、平成二十一年度～二十三年度人間文化研究機構国文学研究資料館特定研究「陽明文庫における歌合資料の総合的研究」（代表者中村康夫）として推進し、赤澤真理「歌合の場—女房の座を視点として」国文学研究資料館編『近衛家王朝和歌一千年の伝承』勉誠出版二〇一一年にまとめている。

参考文献

『歌合集』『日本古典文学大系』七四、岩波書店、一九七一年。『平安時代史事典』角川書店、一九九四年。『袋草紙』『新日本古典文学大系』二九、岩波書店、二〇〇五年。山本啓介「歌合の場」国文学研究資料館編『近衛家王朝和歌一千年の伝承』勉誠出版、二〇一一年。

* 討議要旨

今西祐一郎氏は、寝殿造において公卿は廂、殿上人は外という格差を変えることは不可能で、その点については「受け止めさせられた」「受け止めざるを得なかった」というのが正確ではなからうかと指摘した。それに対し発表者は、後冷泉朝期にそれを積極的に継承する姿勢があったのだという考えを示した。また今西氏は、天徳四年に外を包み込んだ場所構成であったのが、院政期には完全に中になっているという違いをどう考えるかと質問した。それに対し発表者は院政期になると、貴族社会の遊興の場における身分秩序が徐々に崩壊し、異なる人々が同じ場所に座れるようになるのだと回答した。また、私的な空間であることが、それが早い時期に起こる要因となっているとも述べた。武井協三氏は歌合の場において男女の席がどの程度厳密に分けられたのかと質問した。それに対し発表者は、女性の座は御簾の中に必ず設けられ、歌合では女性の座が特に重要視されたと回答した。それを受け小嶋菜温子氏は、童は男女の区分にとられるのかと質問し、発表者は、童は歌合では算刺の役を務めるが、女性が催した歌合では女童がそれを担当したと回答した。中村康夫氏は、村上朝期の歌人たちに比べて後冷泉朝期の歌人たちの身分が上がっていることを指摘し、歌人たちを取り巻く時代的变化を動的に捉えた研究になることを求めた。それを受けて発表者は、村上朝期に歌人は歌合の場に登場できなかったのに対し、後冷泉朝期になると歌人は方人として場にあらわれてくるようになることを報告した。